

寡婦の場合

区分	本人所得	改正前			改正後		
		扶養親族あり		扶養親族 なし	扶養親族あり		扶養親族 なし
		子	子以外		子	子以外	
死別	500万円以下	35	27	27	35	27	27
	500万円超	27	27	0	0	0	0
離婚	500万円以下	35	27	0	35	27	0
	500万円超	27	27	0	0	0	0
未婚	500万円以下	—	—	—	35	0	0
	500万円超	—	—	—	0	0	0

寡夫の場合

区分	本人所得	改正前			改正後		
		扶養親族あり		扶養親族 なし	扶養親族あり		扶養親族 なし
		子	子以外		子	子以外	
死別	500万円以下	27	0	0	35	0	0
	500万円超	0	0	0	0	0	0
離婚	500万円以下	27	0	0	35	0	0
	500万円超	0	0	0	0	0	0
未婚	500万円以下	—	—	—	35	0	0
	500万円超	—	—	—	0	0	0